



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ピーバンドットコム
代表者名 代表取締役 田坂 正樹
(コード番号：3559、東証マザーズ)
問合せ先 取締役 C F O 上田 直也
(TEL. 03-3265-0343)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第16回定時株主総会での承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること、および定款一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、業務執行の監査等を担う監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の期間

平成30年6月開催予定の第16回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。なお、本定款変更は、同株主総会終結のときをもって効力が発生するものといたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ②当社の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- ③上記の変更に伴う条数の整備、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の開発、販売、<u>輸出入</u></p> <p>(1) プリント基板 (2) 半導体 (3) 梱包材 (4) 電子部品・電子機器 (5) 産業用工作機械とその部品</p> <p>2. 前号物品の保守、管理、賃貸借およびリース業 (新設)</p> <p><u>3. 広告、コマーシャルの企画、制作および販売業</u></p> <p><u>4. 通信販売業務</u></p> <p><u>5. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業</u></p> <p><u>6. コンピューター技能ノウハウ、コンピューターシステム技術その他ソフトウェアの取得、企画および販売業</u> (新設) (新設)</p> <p><u>7. 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業</u></p> <p><u>8. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関構成) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の<u>企画、</u>開発、販売および輸出入</p> <p>(1) プリント基板 (2) 半導体 (3) 梱包材 (4) 電子部品・電子機器 (5) 産業用工作機械とその部品</p> <p>2. 前号物品の保守、管理、賃貸借およびリース業</p> <p><u>3. 第 1 号物品の企画、製作および販売に関する仲介業務</u></p> <p><u>4. 広告、コマーシャルの企画、制作および販売業</u></p> <p><u>5. 通信販売業務</u></p> <p><u>6. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業</u></p> <p><u>7. コンピューター技能ノウハウ、コンピューターシステム技術、ソフトウェアの取得、企画、開発、販売および運用保守管理業務</u></p> <p><u>8. 展示会、イベント等の企画、運営事業</u></p> <p><u>9. 商品、役務の売買に関するオンライン市場の提供および運用保守管理業務</u></p> <p><u>10. 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業</u></p> <p><u>11. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関構成) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p>

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

第5条

(条文省略)

第2章 株式

第6条～第10条

(条文省略)

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条～第14条

(条文省略)

第15条 (決議)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条～第17条

(条文省略)

第4章 取締役および取締役会

第18条 (取締役の員数)

当会社の取締役は10名以内とする。

(新設)

第19条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(削除)

(3) 会計監査人

第5条

(現行どおり)

第2章 株式

第6条～第10条

(現行どおり)

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条～第14条

(現行どおり)

第15条 (決議)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

(現行どおり)

第16条～第17条

(現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

第18条 (取締役の員数)

当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

(現行どおり)

(現行どおり)

第20条（取締役の任期）

取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（新設）

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了すべき時までとする。

（新設）

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

第22条

（条文省略）

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

（新設）

第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（削除）

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了すべき時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

第22条

（現行どおり）

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

第24条（重要な業務執行の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第24条

(条文省略)

第25条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(新設)

第27条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条

(条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第25条

(現行どおり)

第26条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

第29条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

第30条

(現行どおり)

第5章 監査等委員会

第31条 (常勤監査等委員)

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条 (監査等委員会の招集)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。

第33条 (監査等委員会の決議方法)

	<u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第34条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>第35条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u>
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	
<u>第29条 (監査役の員数)</u>	(削除)
<u>当社の監査役は5名以内とする。</u>	(削除)
<u>第30条 (監査役の選任)</u>	(削除)
<u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>第31条 (監査役の任期)</u>	(削除)
<u>監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>第32条 (常勤監査役)</u>	(削除)
<u>監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>第33条 (監査役会の招集)</u>	(削除)
<u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u>	
<u>第34条 (監査役会の決議方法)</u>	(削除)
<u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の実任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第38条～第39条

（条文省略）

第7章 計算

第40条

（条文省略）

（新設）

第41条～第42条

（条文省略）

第43条（配当金の除斥期間）

当社が剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

（新設）

（新 設）

（削除）

（削除）

（削除）

第6章 会計監査人

第36条～第37条

（現行どおり）

第7章 計算

第38条

（現行どおり）

第39条（剰余金の配当等）

当社の剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第40条～第41条

（現行どおり）

第42条（配当金の除斥期間）

配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除に関する経過措置）

第16回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の免除および責任を限定する契約については、なお当該変更前の定款第37条の定めるところによる。

以 上